

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	都市再生推進法人への改善命令
概要	都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、一定の要件を満たしたまちづくり団体を地域のまちづくりを担う法人として市町村が指定した法人をいいます。 まちづくり団体は、市長から都市再生推進法人の指定を受けることができますが、下記の基準に抵触する場合は、業務の改善を命令することがあります。
根拠法令等 及び条項	都市再生特別措置法第121条第2項 大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条 （ http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263881.html ）
処分基準	都市再生特別措置法第121条 第2項 市町村長は、推進法人が第百十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000276868.html
備考	